



高等小學讀本
卷四



文部省



目 録

第一課	竹の園生	八	第十七課	朗詠	八十五
第二課	古社寺と國寶	八	第十八課	羅馬の奮都	八十七
第三課	風凰堂	十一	第十九課	電氣の世界	九十四
第四課	産業組合	十六	第二十課	法律及ビ命令	九十八
第五課	手紙	二十二	第二十一課	道德と法律	百二
第六課	詠史十首	二十五	第二十二課	ペスタロッヂ	百六
第七課	吉田松陰	二十八	第二十三課	愛	百十三
第八課	世界の航路	三十三	第二十四課	大原御幸	百十六
第九課	關稅	四十二	第二十五課	名數	百二十
第十課	水と風景	四十七	第二十六課	三條岩倉二公	百二十三
第十一課	支那略史(一)	五十	第二十七課	阿閉掃部	百二十七
第十二課	支那略史(二)	五十七	第二十八課	讀書	百三十一
第十三課	支那略史(三)	六十三	第二十九課	春を待つ歌	百三十七
第十四課	音樂	七十	第三十課	伊藤博文	百三十九
第十五課	鉢木	七十六	第三十一課	歐米人の日本人觀	百四十六
第十六課	弘法大師	八十一	第三十二課	明治の聖世	百五十

高等小學讀本 卷四

第一課 竹の園生

か け ま く も 畏 け れ ど 天 皇 皇 后 兩 陛 下 の 御 齡 六 十 を 超
え さ せ 給 ひ て い よ 御 健 か に ま し く 竹 の 園 生 の 御
榮 の 年 々 だ い や ま し 行 く を 見 奉 る こ そ 國 民 の 此 上 な
き 幸 な れ 。

皇太子殿下御名は嘉仁親王、明治十二年八月三十一日
御誕生、二十二年天長節の佳辰を以て東宮に立たせ給
ふ。現に陸軍中將海軍中將の官にましく、親しく軍
務を見そなはし、又文事にもいそしみて、深く治國の道

第五課 手紙

手紙を認めるのは人と應對すると同じことで、先方の如何に依つて、程々の言葉遣に注意せねばならぬ。尊貴の人に對して粗略な言葉を使へば、失禮になることは言ふまでもなく、親密な間柄の人に、餘り丁寧な文句を用ひれば、却つて他人行儀になつて面白くない。

手紙は目的や場合の異なるに隨つて、其の文に精粗繁簡の趣を異にする必要がある。精密な説明を要する時には、長きを厭はず委曲を盡して書くべく、父母に近況を知らせたり、友人の無聊を慰めたりする爲の書翰は格別として、普通の手紙は成るべく簡潔を旨とするが

よい。殊に急を要するものには、一言半句も贅言を挿まぬやうにせねばならぬ。多忙な人にくたくしい手紙を出すのは、自分の徒勞はまだしも、先方の人に對して迷惑をかける所以である。人によると、餘り短いのは何となく書翰の體裁を具へぬやうに思ふが、それは甚だしい心得違で、書翰は用事さへ通ずれば、短いほどよいのである。本多作左が陣中から、一筆啓上、火の用心。おせん泣かすな。馬肥せ。といふ手紙を留守宅へ送つたといふ話がある。これでも用事は十分に足りたのである。慶弔や慰問の手紙は自分の身を其の人の境遇に置いて、十分の同情を以て書かねばならぬ。儀式一片で同情

の籠つて居ない文は、詞は如何に立派に書連ねてあつても、喜を共にし悲を分つの心が先方に達することはむづかしい。

對話の場合には不明の點があれば、直ちに聞返すことも出来るが、手紙の上ではそれが出来ないから、明晰に書いて誤解の起らぬやうにするのが最も緊要である。文句の不備から先方の感情を害したり、又は實際上の損害を蒙つたりすることは、珍しくないことである。

手紙の返事は成るべく速に認めるがよい。之を等閑に附するとき、其の挨拶も書添へねばならず、つきくと重つて来て、益書きづらくなるものである。手紙の返

事を忘れて後らせたりするのは、交際の道にも背く。手紙を認めることは決してむづかしいものでない。人と對話すると同じ心持で書けばよいのである。

第六課 詠史十首

日本武尊

八田知紀

白鳥のかげこそみえね、御劔の

さやかにあとに残りけるかな。

上毛野形名妻

谷 勤

つまこもる城の邊の嵐吹きたえて、

たかくかゝれる弓はりの月。

和氣清麻呂

萩原廣道

303

K140.8-2-9

足すべきにあらず、實業教育の奨励と普及とはいよいよ富國の實を擧げずんば止まざらんとす。東洋諸國は萎靡皆振はざるが中に、獨り我が國運の隆隆發展して極みなきは、上聖皇の御稜威に由り、下國民の忠誠に基づく。我等臣民は此の國に生れ此の世に逢ひたるの幸運を思ひ、東西文明の融和者として、世界平和の維持者として、益邦家の隆昌を期し、國力の發展に盡すべきなり。

高等小學讀本 卷四終

高等小學讀本 四

定價金拾貳錢

明治四十五年五月三十日印
 明治四十五年六月一日發
 明治四十五年六月二日翻刻印刷
 明治四十五年七月十七日翻刻發行

著作權所有 兼發行 文部省

翻刻發行 大阪市南區難波菅原町千百八十八番地、九
 兼印刷者 大阪書籍株式會社
 代表者 三木佐助

明治四十五年六月四日
 文部省檢査濟

印刷所 大阪市南區難波菅原町千百八十八番地、九
 大阪書籍株式會社

發賣所

東京市日本橋區新右衛門町十六番地
 株式會社 國定教科書共同販賣所

